

溶接構造物非破壊検査事業者等認定 に関する認定基準の改正の件

一般社団法人 日本溶接協会

当協会は、溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準である日本溶接協会規格 (WES) を改正し、平成 28 年 7 月 1 日に施行いたしました。該当する WES は下記のとおりです。

○ WES 8701 : 溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準

これは昨年、国道 24 号勸進橋の補修・補強工事における落橋防止装置の不正な溶接の問題に対し、国土交通省の有識者委員会が出した中間報告に基づき経済産業省から出された当協会への要請に対応するものです。

当協会では、本規格により非破壊検査事業者認定制度 (CIW 認定制度) を実施しており、従来からあった要求事項である品質管理体制をさらに強化することを主眼として改正しました。今後、認定事業者への周知と指導を図ってまいります。主な改正点は下記のとおりです。

- (1) CIW 検査事業者認定制度へ ISO 9001 における経営者責任項目を追加
- (2) CIW 検査事業者認定制度における更新審査を含む審査時の項目追加による審査の厳格化

以上